



水道事業からのお知らせ

●積雪のためメーター検針を休みます(1月～4月)

1月から4月までは、12月検針(11月の使用水量)の水量で料金を請求させていただきます。5月の検針で精算させていただきます。冬期間の水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

●冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がありますので、次のことに注意してください。

合がありますので、完全に閉めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

※半閉め、半開きのため漏水するケースが多く見られますので十分ご注意ください。

※ヒーター線を巻いている水道管の場合は、ヒーターのコンセントが確実に差し込まれているか、ヒーターが正常に作動しているかを確認しておきましょう。

漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行います。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1000円です。

●使用しない施設などの閉栓手続き

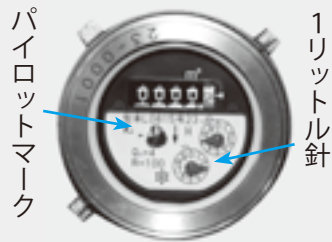
閉栓の手続きは、それぞれ1000円です。

●水道管の破裂

メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて、町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

●漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。

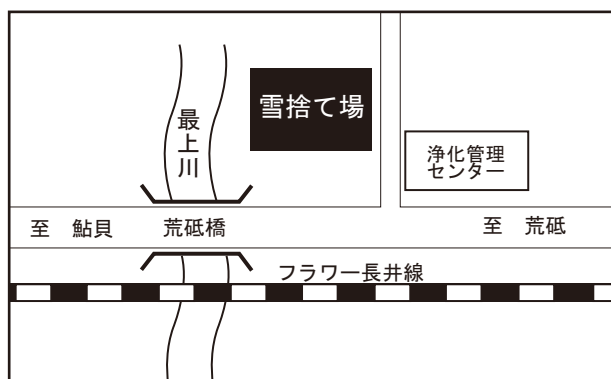


※冬期間もメーターを時々確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。

■問い合わせ 建設水道課水道係 (☎8516137)

雪捨て場のご案内

町では、最上川(荒砥橋下流)の河川敷を雪捨て場に指定しています。毎年多くのゴミが雪と一緒に捨てられている状況があるため、雪以外のものは絶対に捨てないでください。



高齢者世帯などへの除雪支援について

町では、自力で除雪を行うことができない高齢者世帯などを対象に、作場道、里道など町道以外の道路の除雪支援を行います。

○対象道路 作場道、里道など町道以外の道路(私有地は対象外です)

○対象者 65歳以上の高齢者世帯、身体障がい者などの世帯

○経費 原則として町、地元が負担します。

○申請 申し込みするかは「白鷹町地域コミュニティ克雪支援事業申請書」を関係区長に提出して下さい。

※申請書は、各区長または建設水道課に準備しています。

○申込締切 11月25日(金)

○その他 町道通学路を優先とした除雪となりますので、申し込みをいただいた道路についての除雪は、ご希望にそえない日時になる場合があります。

■問い合わせ

建設水道課土木係 (☎8516142)